

子どもの育ち支援センター新館スマートフォン導入等業務
公募型プロポーザル方式募集要項

1 趣旨

この要項は、尼崎市（以下「本市」という。）が 子どもの育ち支援センター新館にスマートフォンを導入（以下「本業務」という。）するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の内容

(1) 業務名

子どもの育ち支援センター新館スマートフォン導入等業務

(2) 業務内容

以下、仕様書のとおりとします。

・子どもの育ち支援センター新館スマートフォン導入仕様書

(3) 期間及び事業費（提案上限額）

業務名		期間	事業費 (提案上限額)
①	FMC サービス導入に係るシステム構築業務	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで	1,782,990 円
②	スマートフォン利用業務 (端末賃貸借及び通話等に係る利用料)	令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日	408,280 円/月

※ 事業費は消費税及び地方消費税を含みます。

※ ①には、FMC サービス及び機器に係る 5 年間の保守料金を含みます。

※ ②は 5 年間の利用を予定しています。

3 プロポーザル参加資格

(1) 参加資格

企画提案方式（プロポーザル方式）による選定への参加に応募しようとする者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。個人は応募することはできません。また、次に掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

ア 尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

イ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジ

メントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していること。

エ 次に掲げる事項のすべてに該当しない者

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当する者
- (イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- (ウ) 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
- (エ) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
- (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
- (カ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
- (キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- (ク) 破産者で復権を得ない者
- (ケ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- なお、本市との契約締結後、事業者が(1)アからウのいずれかに該当しなくなった場合又は(1)エ(ア)～(ケ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は事業者との契約を取り消すことができるものとします。

(2) 応募制限

- ア 複数の法人等で組織した共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めて下さい。
- イ 単独で応募した団体は、他に応募する共同事業体の構成団体（代表となる団体を含む。以下同じ。）となることはできません。
- ウ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- エ 共同事業体の構成団体のいずれかの団体が、本業務の応募において、当該共同事業体とは別に単独の団体として応募していることや、他の共同事業体の構成団体を兼ねていることが判明した場合は、当該構成団体に関わるすべての応募を無効とします。
- オ その他共同事業体で応募する場合、別紙の留意事項を遵守してください。

4 プロポーザルの実施スケジュール

項 目	日 程
募集要項の配布・募集開始	令和 7 年 10 月 27 日（月）
質問の受付期限	令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時まで
質問の回答	令和 7 年 11 月 10 日（月）にホームページ上に掲載

企画提案書等応募書類提出期限	令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時までに連絡
プレゼンテーション審査	令和 7 年 12 月 2 日（火）
選定結果通知	令和 7 年 12 月 8 日（月）

5 子どもの育ち支援センター新館の平面図

電話交換機設備設置予定エリア等を記載した平面図については企画提案予定業者に別途提供しますので、提案予定の事業者におかれましては、令和 7 年 10 月 27 日以降、本要項「13 連絡先及び提出先」に記載の連絡先までご連絡ください。

なお、提供を受けた平面図は厳重に管理してください。また、本プロポーザル業務以外の目的で使用する事及び第三者に提供することを固く禁じるとともに、本プロポーザル終了後には当該データは削除してください。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問方法

本要項「13 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「プロポーザル 質問〇〇〇（法人等の名称）」と入力の上、質問票（応募様式 1 号）を提出してください（来庁、電話等による受付不可）。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 10 日（月）までに質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表します。

(4) 留意事項

ア 審査基準等に関する質問はお答えできません。

イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載してください。

7 企画提案書等応募書類の提出

令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時までに、企画提案書等応募書類（下記のとおり）をあまがさき・ひと咲きプラザ内子どもの育ち支援センター1 階児童相談所設置準備担当へ持参又は郵送してください。（期限必着）。

なお、持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約を、郵送の場合は到着確認を行ってください。また、提出書類の受付時間は、平日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

8 提出書類

(1) 企画提案申込書（応募様式 2 号）

共同事業体により企画提案を応募する場合は、別紙に記載の留意事項を参照し「協定書」も併せて

提出してください。なお、本業務に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書（任意様式）

9(2)「審査基準及び選定方法」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたってのアピールポイント等を明記してください。

ア A4 版、両面印刷

イ 表紙を含め、30 ページ以内（両面 15 枚以内）

ウ 必ず過去の業務実績についても触れてください。（その際は本市と同程度以上の規模の市での実績を優先して記載してください）

(3) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載してください。（パンフレット等の会社概要で代用することも可）

(4) 業務の実施体制（任意様式）

本業務に係る担当予定者（氏名、業務実績等及び業務の分担内容）、御社と本市の役割分担及び責任範囲について記載してください。

(5) 業務実績（任意様式）

業務責任者及び主たる担当技術者が、当業務内容に関連する業務について、過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までの間）に履行した実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載してください。

(6) 見積金額等（任意様式）

ア 「2 委託業務の内容」に記載する提案上限額以下の金額で提示してください。

イ 見積金額及び積算内訳（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を記載してください。

(7) 国税に係る法人税・消費税・地方消費税の納税証明書（税務署長発行の納税証明書「その 3 の 3」）、本市内に事業所を有する場合は、市税の納税証明書（市税に未納の税額がないことの証明）。提出日の 1 ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(8) 情報セキュリティ確認書類

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していることがわかる書類。

(9) 再委託確認資料

本業務について再委託を予定している場合は、その範囲がわかる資料を提出してください。

(10) 上記(1)～(9)の順にそれぞれインデックスをつけた上で 1 つに綴じ、6 部（正本 1 部、副本 5 部）を提出してください。

9 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 実施場所及び日時

令和 7 年 12 月 2 日（火）にあまがさき・ひと咲きプラザ内の尼崎市子どもの育ち支援センター（尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 6 号）にて実施します。

なお、実施時刻等の詳細は令和 7 年 11 月 25 日（火）までに電子メールにて通知します。

イ 実施内容（予定）

（ア） 応募団体からの企画提案内容説明・質疑応答

※ 1 応募団体につき 45 分程度を予定しています。応募団体から、応募書類に基づいた基本要件・アピールポイントについての説明を 30 分実施いただいた後、15 分程度の質疑応答を行います。

※ アピールポイントの説明に際しては、子どもの育ち支援センター新館で導入予定の音声マイニングシステム（製品名：ForeSight Voice Mining）及び電話交換機設備（製品名：日立 NETTOWER MX-01V2（型番：CCUC））と連動して FMC（Fixed-Mobile Convergence）機能を活用するにあたり、業務効率向上に資する機能などの有用性についてのアピール等を行ってください。

ウ プレゼンテーション審査における留意事項

応募団体は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。なお、プレゼンテーションにおいて、応募書類にない事項は説明できませんので、ご注意ください。

また、プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、デモンストレーション機械等）は、応募団体が用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルは本市でも用意可能です。これらの機器の使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出てください。

エ 説明者

原則、営業・事務担当者などの説明は不可とします。企画提案書の実施体制に記載されている担当技術者も説明に参加すること。また、プレゼンテーション審査の際の出席人数は 5 人以内とします。

オ 質疑応答内容の取扱い

プレゼンテーション審査における質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

（2）審査基準及び選定方法

ア 次に掲げる基準により審査（採点）します。

審査事項	審査の観点
実現性・有効性	本業務を円滑かつ確実に遂行できるような体制・スケジュールであるか。
	スマートフォンと音声マイニングシステム用の固定電話（IP 電話）との間の通話転送のしやすさを考慮した提案内容であるか。
実績	官公庁における FMC サービスについて十分な実績を有しているか。また、それら他自治体の導入の効果等を踏まえた有用性の提案がなされているか。
機能	スマートフォン端末は、業務に有用なスペックとなっているか。

	提供する FMC サービスやスマートフォン端末は、職員の業務効率性の向上に資する機能を有しているか。また、業務効率の向上等に資する業務上有益な独自提案が含まれているか。
サポート体制	予期せぬトラブルや障害等の発生時に、迅速に原因分析、復旧等を行う体制が十分であるか。
	スマートフォン端末の故障及び紛失等に際して迅速に代替機が提供されるなど、業務への支障が最小限となるサポート体制であるか。
情報セキュリティ	スマートフォン端末の紛失時などに際して市が保有する個人情報漏洩することのないよう十分な対策が行われているか。また、職員による不正使用などを監視・検知できる仕組みを有しているか。

イ 上記に加え、提案価格も審査対象とします。提案価格は、2(3)に記載の「①FMC サービス導入に係るシステム構築業務」の提案額と「②賃貸借業務」の提案額（60 月分）の合計額で審査します。

ウ 審査の結果、審査点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。なお、最高得点の候補者が、選定会議において別に定める最低基準を満たさない場合、契約候補者として選定は行いません。

エ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本業務実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、その場合は企画提案書に必ず記載してください。

オ 応募者が 1 事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

ア 審査結果は、後日、電子メールにて通知します。

イ 審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで上記 3 のプロポーザル参加資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(4) 契約に当たっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載して

いる見積金額を基に提出することとします。

11 その他留意事項

- (1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案書等提出書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。
- (4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。
- (5) 本提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (6) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とします。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とします。ただし、尼崎市情報公開条例（平成 16 年尼崎市条例第 47 号）その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されます。
- (7) 企画提案書作成時において入手した本市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい及び不正使用がないようにしてください。

12 その他

事業者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

13 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 6 号（尼崎市子どもの育ち支援センター1 階）
尼崎市こども青少年局こども青少年部児童相談所設置準備担当（担当：久保田・野地岡）
TEL：06-6423-7008 FAX 06-6409-4298
電子メール：ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp

(別紙)

共同事業体により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数の事業者が集まり、共同事業者にて本プロポーザルに応募する場合には、本要項に定める企画提案申込書その他の応募書類の作成等に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 企画提案申込書と併せて、共同事業体の構成団体を記載した資料並びに本業務を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書（契約当事者となる代表団体の代表者及び構成団体の代表者の記名押印をした書面であること）を併せて作成し、提出すること。
- 2 本要項 7-(4)、7-(6)、7-(9)及び 7-(10)に記載の必要書類は、構成団体ごとに提出すること。
- 3 本業務を行うにあたっての各構成団体の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成団体のいずれもが本要項 3 -(1)及び(2)の要件を満たしていること。
- 5 プレゼンテーションに当たっては、共同事業体を 1 事業者とみなし、出席者は業務責任者となる予定のものを含めて 5 人以内とする。また、出席者のうち 1 人は、共同事業体の代表団体の代表者又は代表団体の構成員とすること